平成２９年（フ）第４３６号
宮城県栗原市瀬峰泉谷73番地、開始決定時の住所広島市中区江波南２丁目23番３―604号
破産者　世良　好光
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第１３６号
大阪府泉佐野市日根野7005番地
破産者　フジ開発株式会社
1　破産債権の届出期間　平成29年12月20日まで
2　一般調査期日　平成30年２月19日午後１時30分
平成29年11月20日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５１２号
名古屋市名東区望が丘319番地
破産者　株式会社アライブ
1　破産債権の届出期間　平成29年12月27日まで
2　一般調査期日　平成30年２月21日午前10時40分
平成29年11月21日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８６９号
名古屋市名東区猪子石１―505　エスカーラ猪子石２A、従前の住所名古屋市中川区八剱町４丁目68番地
破産者　中川　辰也
1　破産債権の届出期間　平成29年12月27日まで
2　一般調査期日　平成30年２月28日午前11時30分
平成29年11月21日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１００８号
（最後の住所）京都市左京区北白川東平井町５番地　コーポミナミ302号
破産者　亡佐々木澄江こと鄭澄江の相続財産
1　破産債権の届出期間　平成30年１月10日まで
2　一般調査期日　平成30年２月７日午前10時30分
平成29年11月22日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４８８７号
大阪府摂津市別府１丁目17番14―505号、開始決定時大阪府摂津市別府３丁目３番19―７号
破産者　大串組こと　大串　吉男
1　破産債権の届出期間　平成30年１月10日まで
2　一般調査期日　平成30年２月15日午後２時
平成29年11月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５号
和歌山市関戸４丁目３番525号
破産者　湯川　忠彦
1　破産債権の届出期間　平成30年１月12日まで
2　一般調査期日　平成30年２月19日午後２時
平成29年11月21日
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第３６号
大分県大分市賀来西２丁目２―１　ディアスＳＡＫＡＥ　Ｃ棟　102号室、住民票上の住所愛媛県南宇和郡愛南町赤水463番地
破産者　濵田　英樹
1　破産債権の届出期間　平成30年１月15日まで
2　一般調査期日　平成30年２月６日午前10時30分
平成29年11月21日
松山地方裁判所宇和島支部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第１０２号
北海道旭川市５条通８丁目左２号
清算株式会社　株式会社エヌシーマック
代表清算人　穴口　昭三
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　弁済の方法
清算株式会社は、各協定債権者に対し、協定における弁済を協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
2　端数の処理
割合弁済の結果生ずる１円未満の端数は四捨五入する。
3　遅延損害金及び利息の免除
協定債権のうち、利息及び遅延損害金については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
4　協定債権の弁済及び残額の免除
⑴　清算株式会社は、本協定認可決定が確定した日から１ヶ月以内に、３による免除を受けた後の協定債権の債権額の1.81661056％を支払う。
⑵　⑴の弁済を完了したときは、残余の協定債権について免除を受ける。
以上
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（ヒ）第３０１２号
大阪市北区西天満４丁目３番25号
清算株式会社　株式会社ＫＧ整理会社
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　協定債権額の確定
⑴　債権者数　３名
⑵　協定債権総額
次項に定める一般債権合計1,009,783,425円及びこれに関して発生した利息、遅延損害金
2　一般債権
一般債権とは、協定債権のうち、特別清算手続開始決定時の元本のことをいい（利息、遅延損害金は含まれない。）、別表「一般債権額」欄記載のものをいう。
3　弁済の方法及び権利の変更
⑴　弁済額の確定
ア　基準債権額について
別表「債権者名」欄記載の各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対する弁済額を算定するにあたり、別表の「番号」１及び同３の協定債権者については、保証債務の履行前の元本額（平成29年４月27日時点の元本額）を、同２の協定債権者については同表「一般債権額」欄記載の一般債権額を基準債権額（同表「基準債権額」欄記載のとおり。）とする。基準債権額の総額は1,151,292,884円である。
イ　弁済額の算定
清算会社は、残余財産である預金から清算費用を控除した残額を弁済原資とし、これを、同表「基準債権額」欄記載の合計額に対する本件協定債権者の同表「基準債権額」欄記載の額の割合（同表「番号」１の協定債権者については96.1996764パーセント、同２の協定債権者については0.7168328パーセント、同３の協定債権者については3.0834908パーセント）により按分して算定した額を、本件協定債権者に対する弁済額（同表「弁済額」欄記載のとおり。ただし、１円未満は四捨五入する。）とする。
⑵　弁済及びその方法
清算会社は、本件協定債権者に対し、別表「弁済額」欄記載の額を、本協定の認可決定が確定した日から１ヵ月以内に弁済する。
⑶　残額の免除及びその時期
本件協定債権者は、本項⑵の弁済を受けたときは、清算会社に対し、各協定債権額の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
⑷　弁済に関するその他の事項
弁済は、清算人代理の事務所にて行うものとするが、本件協定債権者が特定の金融機関の預金口座への振込送金を文書で求めたときは、当該預金口座に振込送金する方法で弁済する。なお、この場合の振込手数料は、清算会社の負担とする。
4　残余財産判明時の処理等
前項による弁済の後に、清算会社に残余財産があることが判明した場合は、清算会社は、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額について、別表「基準債権額」欄記載の額の割合に応じて弁済する。この場合、本件協定債権者が前項⑶の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別表省略）
大阪地方裁判所第６民事部